

第2 平成30年度事業報告

1 第50回（平成30年度）総会概要

日 時： 平成30年6月15日（金） 13時30分～17時30分

場 所： ホテルライフオー札幌 2階 ライフオーホール III

出席者： 64大学 87名

欠席者： 25大学

次 第：

(1) 新旧会長館挨拶

- | | | |
|----------|-------------------|-------|
| ア 会長館挨拶 | 札幌医科大学附属総合情報センター長 | 長峯 隆 |
| イ 前会長館挨拶 | 滋賀県立大学図書情報センター長 | 田端 克行 |

(2) 講演

- ・「公立大学の課題と公立大学協会の活動」
公立大学協会 事務局長 中田 晃
- ・「大学図書館に関する最近の動向について」
文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付学術基盤整備室
参事官補佐 高橋 稔
- ・「大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）とその活動について」
国立情報学研究所学術基盤推進部 図書館連携・協力室
室長（JUSTICE 事務局長） 平田 義郎

(3) 新館長紹介

(4) 議事（議長選出）

- | | | |
|-----|---------------------|-------|
| 議長 | 札幌医科大学附属総合情報センター長 | 長峯 隆 |
| 副議長 | 熊本県立大学学術情報メディアセンター長 | 村尾 治彦 |

(5) 報告事項

ア 平成29年度事業報告

前会長館の滋賀県立大学（以下「前会長館」とする）から、会報第49号4～38頁をもとに、平成29年度総会、会議、地区活動、職員研修、出版について報告があった。

イ HP委員会報告

委員長館の大阪市立大学から会報第49号11頁をもとに、委員会の構成、新ホームページの公開状況及び2017年1年間のホームページ訪問件数等について、また、ホームページについてのアンケートを実施し、今後、アンケート結果を踏まえて、意見等を取り入れたホームページにしていく旨報告があった。

ウ 地区活動報告・関係委員会等報告

会報49号11～34頁の地区活動報告および関係委員会等報告の記載をもって報告に代え、現時点で報告すべき案件がある場合に報告するとの方針が了承された。

地区協議会、関係委員会等からの追加報告はなかった。

(6) 協議事項

ア 公立大学協会図書館協議会入会大学について

会長館から総会資料（以下「資料」とする）の3頁に基づき説明があり、原案のとおり長野県立大学と公立諏訪東京理科大学の入会が承認された。

なお総会では、議事進行の都合により(4)議長選出の次にアのみ先に協議を行い、イ以降については(5)報告事項の後で協議を行った。

イ 役員を選出について

会長館から資料の3～4頁に基づき各役員についてと、また、平成31年度の監事館が新見公立大学から愛媛県立医療技術大学に変更となっていることについて説明があり、原案のとおり承認された。

ウ 関係委員会委員等の推薦について

会長館から資料4～5頁に基づき、平成30年度の関係委員会等に派遣する委員について⑤シンポジウム企画・運営委員会の委員で首都大学東京の平成29年12月1日～平成30年3月31日までの任期で、また、⑥大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）の運営委員のうち横浜市立大学の平成30年4月1日～平成31年3月31日までの任期での交替について報告があった。

新たな派遣として⑧オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）の監事に首都大学東京を平成31年6月30日までの任期で派遣することについて説明があり、原案のとおり承認された。

エ 平成29年度決算報告および監査報告について

前会長館から資料7頁に基づき決算報告が行われた。また、岐阜県立看護大学から資料8頁にもとづき監査報告があり、ともに承認された。

オ 平成30年度事業計画（案）について

会長館から資料9～10頁をもとに委員会活動、研修活動、渉外活動、出版について、また各地区協議会代表館から地区活動について、それぞれ以下のとおり説明があり、原案のとおり承認された。

・第2回拡大役員会は、11月～12月に開催を予定。

・地区活動

① 北海道・東北地区（山形県立保健医療大学より説明）

8月か9月に地区館会議を開催予定。

② 関東・甲信越地区（新潟県立看護大学より説明）

8月に地区館会議を開催予定。

③ 東海・北陸地区（富山県立大学より説明）

6月14日（木）にホテルライフオーソ札幌で地区館会議を開催。

④ 近畿地区（神戸市看護大学より説明）

平成31年2月に地区総会を開催予定。

⑤ 中国・四国地区（山口県立大学より説明）

地区協議会第24回総会を4月20日（金）島根県松江市で開催。

9月13日・14日に平成30年度地区研修会を山口県立大学で開催予定。

⑥ 九州地区（名桜大学より説明）

4月19日（木）九州地区大学図書館協議会公立大学部会（地区館会議）を鹿児島県で開催。

・出版については、『会報』50号、『公立大学図書館概要』、『大学図書館研究』（電子版）を発行予定。

カ 平成30年度予算（案）について

会長館から、資料11頁をもとに説明があった。収入、会費については、今年度、本協議会に2大学が新規加盟したことから90校からの会費を収入とした。支出の部については、前年度予算を参考にしつつ実態に応じて会議費や資料印刷費を削減する一方、報償費は実費を、また、北海道という地域性を踏まえ諸活動費や役務費について、例年よりも増加して計上していることが報告され承認された。

キ 大学図書館職員長期研修および短期研修への派遣について

会長館から資料12頁をもとに大学図書館職員長期研修および短期研修の参加者について説明があり、平成30年度長期研修は東ブロックより福島県立医科大学の推薦と、平成31年度は西ブロックより神戸市外国語大学を推薦すること、また短期研修は西ブロックより大阪府立大学の推薦することが承認された。

ク 公立大学協会図書館協議会表彰規程による表彰について

会長館から資料 13 頁別紙 1 をもとに説明があり、札幌医科大学附属総合情報センター主任司書の今野 穂氏を被表彰者とすることが承認された。

ケ 公立大学図書館概要の作成について

会長館から資料 15 頁別紙 2 をもとに平成 30 年度より直近のデータを公開することを目的として、作成・提出期限を変更することにより当該年度の文部科学省学術情報基盤実態調査の予定項目（データ）を基本として作成すること、また、調査項目については従前どおりとし変更はしないことについて説明があり、原案のとおり承認された。

コ 会費の減額措置について

会長館から資料 18 頁別紙 3 にもとに、現在年額 3 万円の会費について、事情説明とともに、平成 31 年度からの 5 年間の暫定的措置として、2 万 5 千円に減額することを拡大役員会において提案したが、議論の結果、恒久的な措置として提案することとなった旨、説明があった。

【原案（会長館案）説明】

会費の減額検討については、平成 24 年度第 2 回拡大役員会において、近畿地区協議会（大阪市立大学）から協議会主催研修事業や印刷版図書館概要などの廃止に伴い、2 万 5 千円の減額を提案され、その後、拡大役員会で協議が重ねられてきたが、平成 26 年度には前年度繰越金が 290 万円近くにも上り、その改善策として、再度、近畿地区協議会から総会にも提案されてきたが、事業・予算執行の見通しに不明瞭な部分があることなどから、しばらく状況を見ることとなっていた。

その後、4 年を経過し、その間にさらに総会開催日程の縮小などもあり、支出額が減少し、繰越金はさらに増加し、現在 370 万円を超えている状況。こうした中、平成 29 年第 2 回拡大役員会において、横浜市立大学から繰越金の増加に対する方策を早急に考えるべきとの意見があったことから、今回、総会直前の第 1 回拡大役員会（以下「役員会」とする。）において、会長館として、会費を 2 万 5 千円に減額することについて提案したもの。今後も現状規模の事業を継続すると仮定した場合、8 年程度で解消される見込みであることから、まずは 5 年の暫定的措置として、この間の諸状況を踏まえ、再度役員会で検討を行い、総会に諮る方向で実施は平成 31 年度からとし、暫定的な措置となることから、規程の改正については、附則に追加することを提案。

【追加（修正案）説明】

役員会において暫定的措置として、2万5千円に減額することを諮ったが、大阪府立大学から暫定的ではなく恒久的とする修正案が提出された。また、減額の是非についても審議してきたところである。平成24年度から審議を継続している経過を踏まえ、このまま先送りするべきではないとの意見が強くあり、まずは減額を決定すべしとなった。その後、暫定的もしくは恒久的にするか審議し最終的には採決し、恒久的にすることとした。

減額に伴う会則の変更は附則追加ではなく、本則で変更する。ここで本総会には会費減額の恒久案を再提出する。会則変更箇所は公立大学協会図書館協議会会則第19条第3項の会費年額3万円から2万5千円とする。附則としてこの会則の変更は平成31年4月1日から施行する。本来であれば、再提出案を書式にして本総会に提示しなければならないが、本日、午前の役員会にて審議時間を要したことから、口頭での説明となった。

会長館の提案について意見交換を行った結果、会費を減額とすることについては大勢として反対の意見はなかったが、減額の根拠や減額方法に対して意見があり、暫定的とするのか恒久的とするのか、また、本則を改正するのか附則で追加するのか結論がでなかった。採決で決議することも検討したが、本総会の開催にあたり欠席館からの委任状を取っていないことなどから、会長館より会則の運用、会則を変更するときの手続き、欠席館への対応を含め、本協議事項については、平成30年度第2回拡大役員会で検討し来年度の総会に諮ることです承された。

サ その他

第1回拡大役員会において次期会長館の島根県立大学より第51回(平成31年度)公立大学協会図書館協議会総会の1日開催について提案があり、承認されたことが報告された。